

[別紙]

様式1

事業報告書

(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

1 医療法人の概要

- (1) 名称 医療法人 秋山眼科クリニック
 - ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 - ② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 - 出資額限度法人 その他
 - ③ 基金制度採用 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 長崎県長崎市桜馬場一丁目7番7号
- (3) 設立認可年月日 平成8年9月19日
- (4) 設立登記年月日 平成8年10月1日
- (5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	秋山 和人	秋山眼科クリニック 管理者
理事	秋山 敬子	
同	秋山 雅人	
同	秋山 郁人	
同	秋山 澄	
監事	鉄本 浩一郎	

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第47条第1項参照）
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第49条の4参照）

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	医療法人秋山眼科 クリニック	長崎県長崎市桜馬場一丁目7番7号	無し

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
 2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
 3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

- | | |
|------------|-------------------------------|
| 令和4年11月19日 | 令和3年度決算の決定 |
| | 令和4年度の役員報酬月額決定 |
| | 理事及び監事の重任 |
| 令和5年9月7日 | 出資持分なし医療法人への移行及び認定医療法人制度活用の決定 |
| | 持分なし医療法人への移行に伴う定款変更の決定 |
| | 定款への「減価償却引当金特定預金」条文追加の決定 |
| 令和5年9月25日 | 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定 |

様式 3 - 4

法人名 医療法人秋山眼科クリニック
 所在地 長崎県長崎市桜馬場一丁目7番7号

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
 (令和 5年 9月 30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	26,961	I 流 動 負 債	1,274
II 固 定 資 産	89,545	II 固 定 負 債	2,239
1 有 形 固 定 資 産	27,585	負 債 合 計	3,513
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	61,960	科 目	金 額
		I 資 本 金	
		II 資 本 剰 余 金	
		III 利 益 剰 余 金	112,993
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	112,993
資 産 合 計	116,506	負 債 ・ 純 資 産 合 計	116,506

法人名 医療法人秋山眼科クリニック

※医療法人整理番号

所在地 長崎県長崎市桜馬場一丁目7番7号

損 益 計 算 書
(自 令和4年10月1日 至 令和5年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	103,165
2 事業費用	103,573
本来業務事業損失	408
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	0
事業損失	408
II 事業外収益	11,726
III 事業外費用	
経常利益	11,318
IV 特別利益	
V 特別損失	0
税引前当期純利益	11,318
法人税等	71
当期純利益	11,247

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人秋山眼科クリニック
 所在地 長崎県長崎市桜馬場一丁目7番7号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

財 産 目 録

(令和 5年 9月 30日現在)

1. 資	産	額			
					116,506 千円
2. 負	債	額			3,513 千円
3. 純	資	産	額		112,993 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	26,961
B 固 定 資 産	89,545
C 資 産 合 計 (A + B)	116,506
D 負 債 合 計	3,513
E 純 資 産 (C - D)	112,993

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 秋山眼科クリニック
理事長 秋山 和人 殿

私は、医療法人秋山眼科クリニックの令和4年会計年度（令和4年10月1日から令和5年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和5年11月15日

医療法人秋山眼科クリニック

監事 鉄本 浩一郎

